

青森県報

号外第十号

平成十六年
二月二十七日
(金曜日)

目次

規則

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則…………… (業務衛生課) ……
青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (同) ……

規則

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三号

青森県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

青森県食品衛生法施行細則(昭和四十八年五月青森県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十四条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第二号中「第十九条の二第二項」を「第四十九条第一項」に改め、同条第三号中「第二十条」を「第六十七条」に改め、同条第四号中「第二十条の二第二項」を「第六十八条第一項」に改め、同条第五号中「第二十条の三第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同条第六号中「第二十条の四第一項」を「第七十条第一項」に改め、同条第七号中

「第二十一条」を「第七十一条」に改める。

第三条中「第五条第一項ただし書」を「第九条第一項ただし書」に、「と畜場法」と「と畜場法」に、「第十五条」を「第十九条」に改める。

第四条第一項及び第六条第一項中「第二十一条第一項」を「第五十二条第一項」に改める。

第一号様式中「第15条第1項」を「第26条第1項」に、「第1条の3第3項」を「第5条第2項」に改める。

第二号様式中「第19条の17第6項」を「第48条第8項」に、「第4条の2」を「第13条」に、「第19条の17第4項各号」を「第48条第6項各号」に改める。

第三号様式中「第20条第1項」を「第67条第1項」に、「第21条第2項第1号」を「第52条第2項第1号」に改める。

第四号様式から第六号様式までの規定中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改める。

第七号様式中「第21条」を「第71条」に改める。

第十二号様式中「第21条第1項」を「第52条第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四号

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成四年二月青森県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十二条第四項」を「第十二条第六項」に改め、同条第七号中

「第九条第二項」を「第二十七条第二項」に改め、同条第十二号中「第十四条を「第三十二条」に改める。
第五号様式中「第12条第4項」を「第12条第6項」に、「第12条第3項各号」を「第12条第5項各号」に改める。
第七号様式中「第9条第2項」を「第27条第2項」に改める。
第十一号様式中「第5条第9号」を「第35条第12号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭